

住民監査請求監査結果

平成26年12月 1 日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	2
5	主張する事実の要旨及び措置要求	3
第 2	要件の審査	4
第 3	監査委員の判断	4
第 4	監査の実施	4
1	請求人の証拠の提出及び陳述	4
2	監査対象事項等	4
第 5	事実関係の確認	5
第 6	監査の結果	6
第 7	監査の結論	7
第 8	市長に対する勧告	7
第 9	監査委員の意見	8

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年10月6日

2 請求者

4人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件請求は、当市に於ける公金支出の適正度を調査した結果、その一部が関係法令や財務規則、社会通念や市民感情に反する、違法・不当な財務会計行為に該当すると思料される為、別紙事実証明資料を添えて住民監査を求めるものである。

その違法・不当行為に対して疑義を抱く端緒となったのは、情報公開請求により一部公開された公文書であり、詳細は以下の通りである。

一般会計2款1項1目11節の需用費のうちの食糧費に係わる支出関係書類の内、支払年月日平成25年10月6日付の『首都圏ふるさと皆瀬会設立25周年記念式典懇親会』への寸志10,000円及び、平成26年2月12日付の『雄勝野づくり連絡協議会「市長との対話集会」懇親会（以下「協議会」という）』への寸志5,000円に係る会計書類であり、支払決議書、支払証明書、旅行命令書、支出相手方からの案内通知で構成され、同文書を別紙事実証明資料として提出する。

なお、事実証明資料となる公文書の複写を請求した際に、市側が両面印刷した書類を提出してきた為に、本件請求とは何ら関係性のない文書が裏面に掲載されている場合がある点に留意されたい。具体的には『湯沢市誘致企業等懇話会実施要項(案)』、『研修レポート』、命令日平成25年9月12日付の「旅行命令書」の文書が対象外となる。

(1.) 平成25年10月6日付懇親会寸志について

当該案件への当市からの出席者は副市長の●●●●氏（以下「副市長」という）であり、支出相手先から副市長宛に届いた案内通知内に会費5,000円とタイプ印刷された箇所に二重線を引いて、横の余白スペースに手書きで「寸志¥10,000-」と記載した部分が看取されるのだが、本来会費5,000円で済むところをわざわざ寸志に替えて10,000円を支出しており、詳細は後述するが増額分の5,000円が違法・不当な財務会計行為に該当する。

(2.) 平成26年2月12日付懇親会寸志について

当該案件への当市からの出席者は市長の●●●●氏(以下「市長」という)である。委員各位に向けた協議会からの案内通知には、鮎乃家で行われた懇親会への会費が3,000円と銘打たれていることから、市長も同額の3,000円で済むところを、わざわざ寸志に替えて5,000円を支出しており、詳細は後述するが増額分の2,000円が違法・不当な財務会計行為に該当する。

(3.) 前記2件の違法・不当性に対する詳細

我々は、本件に類似する案件として、平成25年7月29日付で東京都内にて開催された『第15回秋田産業サポーター会議』に係る公金支出が違法・不当であるとして、本年7月25日付で住民監査請求を行い、同年9月19日付の監査結果では、本来当市からの出席者2名分の会費13,000円(@6,500円)で済むところを、寸志に替えて17,000円を増額した公金執行が不適切であるという勧告が出た。

勧告書では、平成元年9月6日付最高裁の判例を引用し「地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を執行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上礼儀の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、その事務に追従するものとして、許容されるべき」と一定の理解を示した上で「それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることからすると、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上礼儀の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものといえず、これに要した費用は公金により支出することは許されない(傍点筆者)」という事例を意思形成過程上の論拠にし、勧告へと帰結させている。

本件も同様に会費を寸志に替えて支出額を増額している案件であることから、増額に要した2件分の差額7,000円が違法・不当な財務会計行為に該当するという事由により、かかる金額を市の損害と認定し、市へと返還するよう勧告を出すことを強く求める。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1枚

(起案 平成25年10月2日 支払年月日 平成25年10月6日 前渡資金整理簿記載 平成25年10月2日)

- ② 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し 1枚
(平成25年10月6日)
- ③ 上記に添付された「首都圏ふるさと皆瀬会 会設立25周年記念式典・懇親会開催ご案内」の文書の写し 1枚
- ④ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し 1枚
(平成25年9月11日命令日 期間10月6日から10月7日まで)
- ⑤ 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1枚
(起案 平成26年2月10日 支払年月日 平成26年2月12日 前渡資金整理簿記載 平成26年2月10日)
上記に添付された「市長との対話集会開催申込書」の写し 1枚
- ⑥ 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し 1枚
(平成26年2月12日)
- ⑦ 上記に添付された委員宛の「情報交換会及び市長との対話集会の開催について(通知)」の写し 1枚

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

(1) 平成25年10月6日付懇親会寸志について

本請求で請求人は、平成25年10月6日東京都内で開催の「首都圏ふるさと皆瀬会 会設立25周年記念式典・懇親会」の案内通知には、会費5,000円と記載されているが寸志として10,000円を支出している。

このことは、違法・不当な財務会計行為に該当するという事由により増額分(10,000円-5,000円=5,000円)を市へ返還するよう勧告を出すことを強く求めている。

(2) 平成26年2月12日付懇親会寸志について

本請求で請求人は、平成26年2月12日市内「鮎乃家」で開催の『雄勝野づくり連絡協議会「市長との対話集会」懇親会』の委員各位に向けた案内通知には、懇親会費3,000円と記載されているが寸志として5,000円支出している。

このことは、違法・不当な財務会計行為に該当するという事由により増額分(5,000円-3,000円=2,000円)を市へ返還するよう勧告を出すことを強く求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年10月15日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断（地方自治法第242条の要件に係る判断）

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、(1)平成25年10月6日付懇親会寸志について(2)平成26年2月12日付懇親会寸志についての各会の案内通知(副市長宛、委員宛)には、市が支出した金額以下の会費(金額)が記載されている。市が会費以上の金額を支出した行為は、違法・不当な財務会計行為に該当するので会費以上に支出した金額を損害として認定し、市へ返還する勧告を出すよう求めている。

このことについて、審査した結果、いずれも住民監査請求の要件を満たしているので監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年11月4日に証拠の提出及び、平成26年11月5日に陳述の機会を設けたが、10月31日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により次の2点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

- ① 平成25年10月6日付懇親会寸志について
- ② 平成26年2月12日付懇親会寸志について

(2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

① 平成25年10月6日付懇親会寸志については、次のとおり判明した。

総務課職員からの事情聴取によると、「首都圏ふるさと皆瀬会」は、東京都内で毎年10月頃に開催され、近年は副市長と皆瀬総合支所職員数名が出席しているとのことであった。

平成25年10月6日東京都内で開催の「首都圏ふるさと皆瀬会会設立25周年記念式典・懇親会」へは、副市長と皆瀬総合支所から3名の職員が出席したことを確認した。また、その際、総務課食糧費(支払決議書)から寸志として10,000円を支出したことについては、市政発展のため参加した会員に対し日頃からの協力等に感謝したいとのことで副市長に渡したとのことであった。皆瀬総合支所職員3名の会費については、総務課食糧費(支出負担行為兼支出命令書により)の予算から15,000円(5,000円×3名)を支出していることを確認した。

今回の支出に係る総務課食糧費資金前渡の現金(200,000円)は、平成25年9月5日に交付され、精算が同年10月17日に行われた。その際、本請求書に添付された事実を証明する書面(支払証明書)が添付され、支払決議書の確認を会計管理者が行っている。

なお、皆瀬総合支所より平成25・26年度「首都圏ふるさと皆瀬会総会・懇親会」資料の写しの提供を受け、平成25年度総会資料からは参加者の確認を行い、平成26年度の総会資料からは、歳入決算を精査したところ当市から支出した金額と同額であったことを確認した。

② 平成26年2月12日付懇親会寸志については、次のとおり判明した。

総務課職員からの事情聴取によると、雄勝野づくり連絡協議会主催の「情報交換会及び市長との対話集会」は、平成26年2月12日午後3時から雄勝文化会館オービオン視聴覚ホールで開催され当市からの出席者は、市長ほか7名(●●●●総務企画部長・●●●●財政課長・●●●●雄勝支所長・●●●●文書広報班長・財政課●●●●班長・●●●●地域振興班長・●●●●地域振興班主幹)が出席し、その後の「鮎乃家」で開催された懇親会には、市長ほか3名が出席していることを確認した。

終了後の懇親会への案内文書はなかったが、市長が懇親会へ出席することとなり、懇親会への支出金額を検討する資料として、本請求書に添付されている委員へ配布された通知文書の写しを求め、それを検討し懇親会参加時の寸志を5,000円と決定し、総務課食糧費から支出したことを確認した。

今回の支出に係る総務課食糧費資金前渡の現金(200,000円)は、平成26年1月31日に交付され、精算が同年3月27日に行われた。その際、本請求書に添付

された事実を証明する書面（支払証明書）が添付され、支払決議書の確認を会計管理者が行っている。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

① 平成25年10月6日付懇親会寸志について

本請求で請求人は、会の案内通知（副市長宛）には、市が支出した金額以下の会費（金額）が記載されている。市が会費以上の金額を支出した行為は、違法・不当な財務会計行為に該当するので会費以上に支出した金額を損害として認定し、市へ返還する勧告を出すよう求めている。

食糧費を支出する場合についての判例においては「地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上礼儀の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、その事務に追従するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることからすると、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上礼儀の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものといえず、これに要した費用は公金により支出することは許されない」（最高裁判所平成元年9月5日判決）とされている。

「首都圏ふるさと皆瀬会会設立25周年記念式典・懇親会」は、飲食を伴う懇親会であるため出席する場合はその会費（一人当たり5,000円）を負担するのが当然の行為である。

しかしながら、「首都圏ふるさと皆瀬会会設立25周年記念式典・懇親会」へは、副市長が出席し、会費以上の金額（10,000円）を食糧費から支出している。

この行為は、食糧費から支出した金額として適切であるかどうかの判断である。

上記最高裁判所判決により今回の支出が、当市における対外的折衝による接遇である場合であれば、その経費を支出する場合において社会通念上礼儀を逸脱しなければ違法ではないが、「首都圏ふるさと皆瀬会会設立25周年記念式典・懇親会」は当市が主催し外部の参加を求める会議ではなく、首都圏ふるさと皆瀬会から当市へ記念式典・懇親会の案内があり、それを承諾し副市長が出席したものである。

したがって、「首都圏ふるさと皆瀬会会設立25周年記念式典・懇親会」への参加の目的は、首都圏ふるさと皆瀬会の会員の方との友好等を図るための参加であ

り、会費以上の金額を食糧費から支出した行為は、市政発展のため参加した会員に対し日頃からの協力等に感謝したいとの思いは十分理解できるが、この会へ支出した金額としてはふさわしくないと云わざるをえない。

このことにより、支出した金額10,000円から会費分5,000円を差し引いた残り5,000円が不適切な支出と判断される。

② 平成26年2月12日付懇親会寸志について

本請求で請求人は、会の案内通知(委員宛)には、市が支出した金額以下の会費(金額)が記載されている。市が会費以上の金額を支出した行為は、違法・不当な財務会計行為に該当するので会費以上に支出した金額を損害として認定し、市へ返還する勧告を出すよう求めている。

「市長対話集会」後の懇親会は、飲食を伴う懇親会であるため出席する場合はその経費に相応する金額を負担するのが社会通念上礼儀である。

雄勝野づくり連絡協議会委員への案内文書には、懇親会時の会費として3,000円と明記しているが、市長は、懇親会へ参加することとしていたが文書による案内がなかったため、寸志として持参するための判断資料として委員宛の通知を入手しそれを基に総務課食糧費から寸志として5,000円支出している。

この支出した金額は、社会通念上礼儀の範囲を逸脱したものであるとは言えないものであり、食糧費で支出しても交際費で支出しても出席する以上負担すべきであり、たとえ科目が違っていても支出する行為は、市に損害を与えたとはいえないと判断する。

「たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。(最高裁判決平成6年9月8日)」とされている。

このことから、違法・不当なものではなく、本件請求の「平成26年2月12日付懇親会寸志について」は理由がないものである。

第7 監査の結論

請求人の請求「平成26年2月12日付懇親会寸志について」は理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 市長に対する勧告

本件請求に係る「平成25年10月6日付懇親会寸志について」監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

1 措置すべき事項

平成25年10月6日東京都内で開催の「首都圏ふるさと皆瀬会会設立25周年記念式典・懇親会」の際の食糧費から支出した10,000円のうち、不適切に支出した金額は5,000円であるから、適切な是正を講じること。

2 措置期限

平成27年1月30日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

第9 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきであり、会議等で飲食を伴うものについては、食糧費の支出基準を明確にするべきものである。